

ひとりで悩まないで、お話してみませんか。一緒に解決する方法を見つけましょう！

セクハラ・パワハラ

暴行・虐待

差別

人権擁護相談員はあなたの街の相談パートナーです。

名誉棄損
プライバシー侵害

いじめ・体罰

特設人権相談日

令和7年 6月2日(月) 8月22日(金) 12月4日(木)

令和8年 2月2日(月)

会場: 甲州市役所本庁舎2階 第一会議室 時間: 午前10時～午後3時



人権イメージキャラクター 人KENまもる君

人KENあゆみちゃん

相談内容については
秘密を守ります。
お気軽にご相談ください。

特設人権相談は年に4回実施していますが、指定の日時に都合がつかない場合には、
市民課市民協働推進担当(0553-32-5068)までお問い合わせください。
相談日の日程と時間を個別に調整いたします。

↓ 毎月実施している合同相談でも人権相談を承っております。(令和7年度)

4月11日(金)	5月9日(金)	6月13日(金)	7月11日(金)	8月8日(金)	9月12日(金)
10月10日(金)	11月14日(金)	12月12日(金)	1月9日(金)	2月13日(金)	3月11日(水)

○お急ぎのご相談は全国共通人権相談機関にお問い合わせください。

みんなの人権110番(全国共通) 0570-003-110

女性の人権ホットライン(全国共通) 0570-070-810

子どもの人権110番(通話無料・全国共通) 0120-007-110